

広島県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託した。

平成22年12月1日

広島県警察本部長 平 野 和 春

1 手数料の名称

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の3第1項の規定による通知に係る通知手数料

2 委託した者

(1) 名称

有限会社高陽自動車学校

(2) 所在地

広島市安佐北区上深川町125番地

3 委託期間

平成22年12月1日から平成23年3月31日まで